

令和8年2月5日（木）

令和7年度第2回子ども・子育て会議 資料①

こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業) について

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）とは

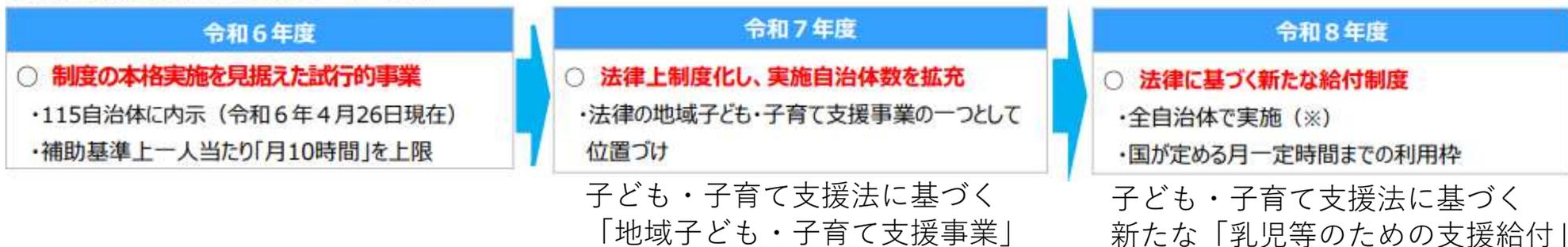
○こども未来戦略会議（令和5年12月22日閣議決定）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育環境に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和6年6月12日公布）

生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる「こども誰でも通園制度」が創設された。

【本格実施に向けたスケジュール】



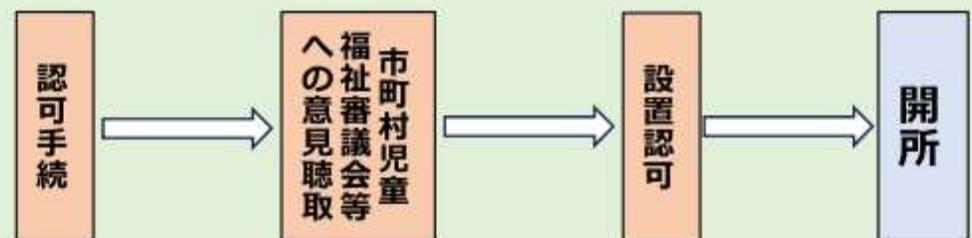
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）とは

- ◇利用対象者：0歳6か月から満3歳未満で保育園等に通っていない未就園児
- ◇利用時間：月10時間を上限 ※今後拡大の可能性あり
- ◇対象施設：保育所・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所・幼稚園を予定
- ◇利用方法：市に利用申請を行い「認定」を受ける → 施設の保育士等の面談を受ける
→ 専用システム等を通して予約して利用する
- ◇利用料：1時間あたり300円が目安 ※こども家庭庁の実施方針、給食費等が別途必要な場合有

※民間事業者が、本事業を実施する場合は、市町村の認可が必要で市条例（令和7年12月議会議案提出予定）で定める基準に適合していることが条件となり、市町村による指導監査、勧告等の対象とされています。

≪事業の実施方法≫

本制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が実施。



一時預かり事業との関係性について

【一時預かり事業との関係性】

こどものために、定期的に同月齢の子たちや、家族以外の大人と関わりが持てるといいんだけど…



こども誰でも通園制度

- ✓ こどもの成長のために「通う」という考えを基本とし、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援
- ✓ 保護者のニーズに関わらない利用
- ✓ 令和8年度から「給付制度」として実施。こどもにとって一定の権利性が生じ、また、**全国どの自治体でも共通で実施。**
- ✓ 全国共通で、月の利用時間上限があり、0歳6か月～満3歳未満の未就園児が対象。

家の用事で、一時的に預かってもらえるところ、ないかしら…



一時預かり事業

- ✓ 「保護者の立場からの必要性」に対応するため「預ける」という考え方を基本とする
- ✓ 保護者のニーズが生じた際に利用
- ✓ 実施主体である市町村が、地域のニーズに応じ「事業」として実施の判断をし、1269自治体において実施。
- ✓ 補助事業として利用時間の定めはなく、実施自治体によって、対象年齢や上限の時間や日数を設けており、**設定方法は様々。**

※令和5年度実績



★一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備することを目的としている。

- 本制度と一時預かり事業を、同一事業所内において一体的に実施する場合、**利用者**にその利用目的に応じて適切に使い分けていただくことが大事であり、自治体はその点について十分理解した上で、両制度について案内する必要がある。
- 本制度と一時預かり事業を併用することもについて、利用する制度が切り替わることにより支援の内容が大きく変わること、担当する保育者が変わること等は望ましいことではなく、こどもの育ちを支える視点から、利用制度が切り替わったとしても一貫した支援を提供できるよう心掛ける必要がある。

こども誰でも通園制度関係情報一覧

※こども家庭庁ホーム内『こども誰でも通園制度』のページに、以下掲載

【2025.6末時点】

・ こども誰でも通園制度について | こども家庭庁

- こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト
- 誰でも通園制度紹介動画
- こども誰でも通園制度の実施状況 ※随時更新予定



こども誰でも通園制度

《実施に関する手引等》

- こども誰でも通園制度の実施に関する手引
- 利用者向けリーフレット
- 事業者向けリーフレット

《通知等》

- 【実施要綱】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- 【通知】乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて
- 【通知】乳児等通園支援事業の認可等について

《会議等》

- こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（R6）
- こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（R5）

《調査研究》

- こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究（概要版）
- こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究（報告書）
- こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業の実施に関する調査研究（報告書別冊）

